

きらきらバンク（女性参画者情報登録制度）の整備及び運営に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、政策・方針決定過程における男女共同参画の実現をめざし、各種審議会等への女性の積極的な登用を図るために、あらゆる分野における女性の人材情報の収集及び人材の発掘を行うきらきらバンク（女性参画者情報登録制度）（以下「きらきらバンク」という。）を整備し、その運営について必要な事項を定める。

（登録対象者）

第2条 登録対象者は、東広島市に居住又は勤務している18歳以上の女性で、東広島市政や地域づくりに関心をもち、貢献する意欲のある者とする。

（人材情報の収集）

第3条 市は、関係機関等に情報提供を依頼し、また、出版物等文献情報を収集し、前条に規定する登録対象者に該当する人材情報の収集に努める。

（登録方法）

第4条 第2条に規定する登録対象者に該当し、きらきらバンクへの登録を希望又は承諾する者は、きらきらバンク登録カード（以下「登録カード」という。）を市役所人権男女共同参画課へ提出するものとする。

（登録情報）

第5条 人権男女共同参画課長は、前条の規定により登録カードを受理したときは、当該登録カードに記載されている次の情報を登録する。

- (1) 基本情報—名前、生年月日、現住所、電話番号、メールアドレス、勤務先又は所属団体の名称・職種・電話番号
- (2) 専門分野—本人が得意とする分野、又は興味のある分野
- (3) 経歴等—委員歴、講師歴、免許・資格等、著書等、特技・自己PR
- (4) その他必要と認める情報

（きらきらバンクの活用）

第6条 きらきらバンクは、審議会・委員会等の委員等を選任しようとするときに活用する。
2 前項によりきらきらバンクを活用した所属の長は、きらきらバンク活用状況報告書を、委員決定後速やかに人権男女共同参画課長へ提出する。

（登録情報の管理）

第7条 登録情報は目的外に使用することがないように、人権男女共同参画課で適切に管理する。

（登録情報の更新）

第8条 登録情報は、毎年1回本人に確認の上、最新の情報に更新する。

（登録の取り消し）

第9条 登録の取り消しは、登録者からの登録取り消しの申し出により行う。

2 前項の規定にかかわらず、人権男女共同参画課長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する登録対象者に該当しなくなったとき

(2) その他人権男女共同参画課長が登録を取り消すべき事由が生じたと認めたとき
(報告)

第10条 市は、毎年1回きらきらバンクの活用実績及び東広島市の審議会等における女性委員の登用状況を、登録者に報告する。

附 則

1 この要領は、令和3年6月21日から施行する。

2 この要領の施行前に「東広島市女性リーダーバンクの整備及び運営に関する要領」の規程により東広島市女性リーダーバンクへ登録している者は、この要領第4条の規定によりきらきらバンクに登録した者とみなす。

3 この要領の施行日の前日をもって「東広島市女性リーダーバンクの整備及び運営に関する要領」を廃止する。